



Title	青年学級活動の展開過程：法制化前後の考察
Author(s)	君島, 道明
Citation	北海道大学教育学部社会教育研究室報, 1975, 74-77
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28578
Type	departmental bulletin paper
File Information	1975_P74-77.pdf



青年学級活動の展開過程

法制化前後の考察

(卒論論文要約)

社会教育ゼミ4年目 君島道明

1 はじめに

本論は、社会教育には公的社会教育〈上からの〉と民間教育運動と呼ばれているもの〈下からの〉とがあって、このふたつの教育活動は相対立するものとして存在しているものと理解し、これらの教育活動の距離をせばめていく方向をさぐることを目的としている。具体的な例として青年学級をとりあげる理由は、青年学級が全く下からの、青年自体の自発的な研修活動として各地に生れひろがっていったものを、法制化ということで行政がとりあげ、果ては崩壊してしまうという過程を経ているからである。

2 青年学級の実態

終戦を迎えた農村青年は「酒と、踊りと、歌謡の世界」を展開していたが、昭和21年末から22年頃にかけておのれの無知と無教養を自覚しはじめ、読書会や自己研修の集りをもつようになり、自己研修活動が「夜の青年学習会」(山形)と呼ばれ、やがて青年学級と言われるようになっていった。青年学級の発祥地と言われている山形県の年度別普及状況を示したものが〈表1〉である。山形県当局は、青年学級の育成方をいち早く樹立し、開設助成費270万円を計上した(昭和23年度)。

〈表1〉 山形県年度別普及状況

年度	学級数	学級生数	開設率
23	195	23,755	60%
24	234	30,124	69%
25	235	42,338	74%
26	277	39,717	81%

(『青年学級』山田清人)

〈表2〉 年度別全国青年学級数及び学級生数

	1949	1950	1951	1952
学級数	4,540	9,678	11,721	13,628
学級生数	844,462	1,199,548	994,442	892,087

(社会教育の現状、1954年)

表2は青年学級数の全国規模での増加・減少傾向をまとめたものであるが、増加傾向を示している。また、都道府県別に数の多いものから拾ってみたのが〈表3〉である。主として

<表3>

900台	福島	石川	新潟
700台	福岡	秋田	
500台	宮城	鹿児島	
300台	岩手		

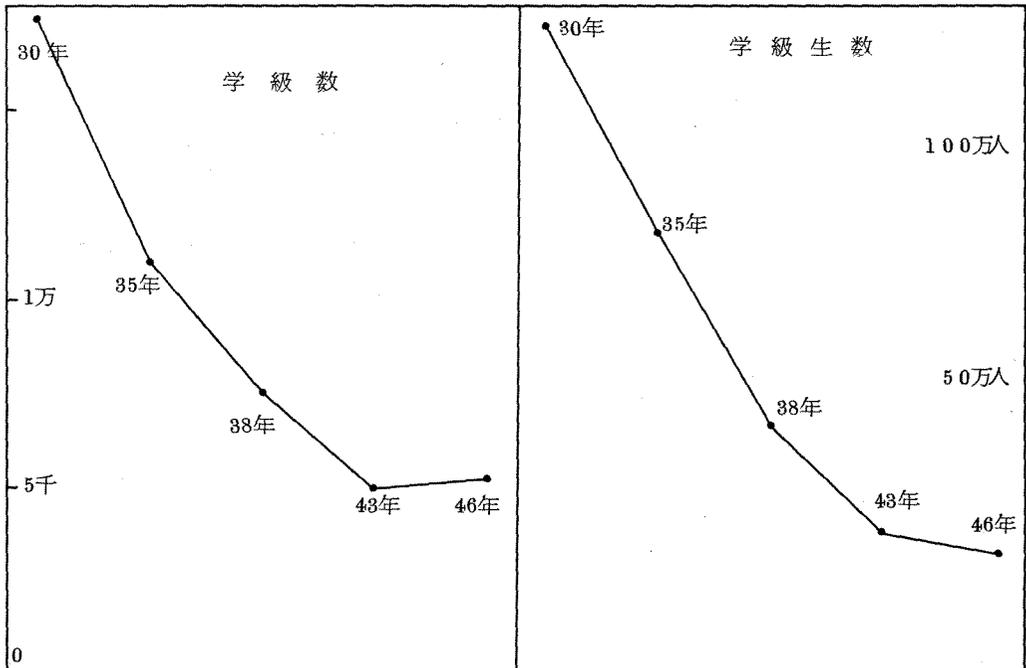
(『青年学級』山田清人)

農業県において普及していることがわかる。また、昭和25年度中卒者の進路傾向をみると、進学者44%、就職者46%で、就職者全体の52%強が農林漁業に従事しており、青年学級は農村青年の教育施設として重要な役割を果していると言っている。

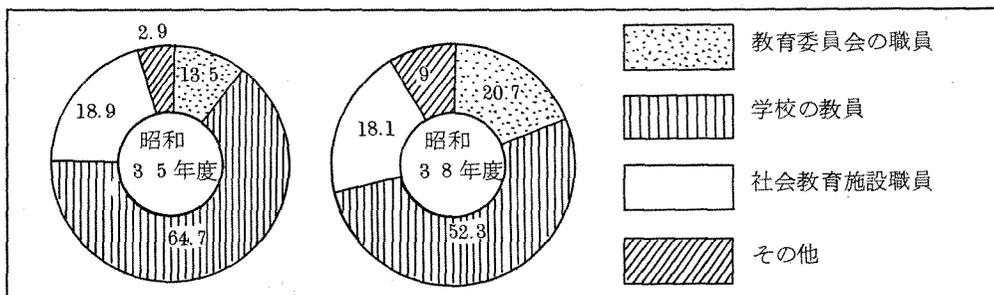
昭和26年になると、文部省は指定研究青年学級を全国に230学級委嘱し、その予算169万円を計上した。同年7月には、社会教育局に青年学級研究会を置き、全国青年学級研究協議会を開催するなど、青年学級に対して意欲をみせ、各地からの法制化要望とあわせ、文部大臣の車中談が発端となって青年学級法制化へとむかった。一方、日青協は当初は文部省と歩調を合わせて法制化促進を打ち出していたが、昭和27年5月の福井大会で「このまま法制化されたのでは、青年学級は官制化されるだけである。青年学級は青年団の自主的運営の中でこそはじめて生かされてくる。これが基本とならない法制化には・・・反対である。」と決議し、法制化反対運動をすすめる、共同学習運動を打ち出していく。日教組も同旨で反対運動をすすめるが、昭和28年7月25日に青年学級振興法案が可決された。同年8月21日、文部省は「青年学級運営要綱」を各都道府県あてに出した。それによると、運営委員会の構成メンバーは「学級生の代表、青年学級の実施機関の職員、教員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、青年団体、その他の社会教育関係団体の代表者、学識経験者」となっている。この構成メンバーでは、学級の運営に青年の自主性を生かすのは無理であろう。

つぎに、法制化後の青年学級の実態を統計から探ってみよう。青年学級数と学級生数は減少傾

<図1> 学級数と学級生数の推移



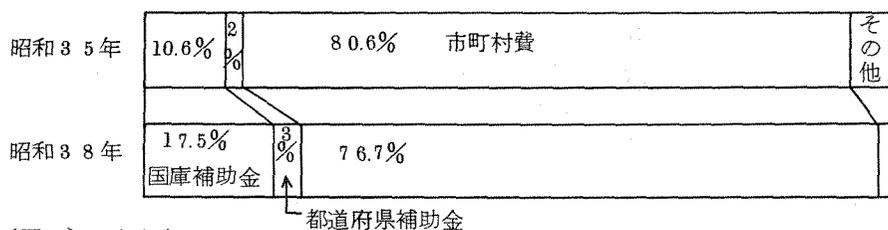
<図2> 青年学級主事兼務者内訳



<図3> 学習内容の推移

年度	職業	家事	一般教養	その他
昭和30年	26%	43%	25%	
昭和35年	28%	39%	25%	5%
昭和43年	19%	30%	31%	14%
昭和46年	19%	22%	40%	体育・レク 16%

<図4> 財源内訳



<図5> 支出内訳

年度	職員給与	謝金	教材費	その他
昭和35年	50.6%	12.7%	22.4%	14.3%
昭和38年	45.2%	17%	24.6%	13%

※ 図1～図5、いずれも社会教育調査報告書より作成したもの

向にあり、都道府県別でみた場合農業県において減少が著しい。図2は青年学級主事の兼務者内訳をみたものであるが、学校の教員の占める割合が多い。図3は学習内容時間数の推移をみたものであるが、職業・家事の割合が減って、一般教養・体育の割合が増えている。これは、職業・家事の場合、特殊な教材・設備を必要とするため、予算の少ない青年学級としては比較的容易な一般教養・体育の方へ移らざるを得なかったためであろう。図4は財源内訳、図5は支出内訳を示したものである。教材費は1学級当り13,800円(35年)、20,229円(38年)である。以上のように、法制化による補助も不十分なものであった。

3 青年学級振興法の検討

ここでの法的最大の問題点として第11条の禁止行為の第2項「特定の政党その他の政治的団体の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持し若しくはこれに反対すること」と教育基本法第8条の一般的理解である「第8条前段の目的を達成する際に注意を要する点が後段にかかげてある」ということとのかかわりである。青年学級振興法では、教育基本法第8条の後段だけが取り上げられ、しかもさらに萎縮されたものとなっている。当時の寺中社会教育局長の答弁によれば、「教育基本法第八条の二項の精神と同様であり、あくまで中立性を保ってやられることを保障するものである。」ということであるが、注意事項だけをかかげて政治活動を禁止しているのはゆきすぎである。さらに、違反した場合には、停止・罰則まで付くのである。遠山茂樹氏の言葉を借りれば、教育基本法は「政治的教養を高めるための政治教育が自由かつ活発に行われることが根本であり、もし後段の注意事項の存在が、前段の教育活動の自由を束縛し、その萎縮をもたらすことがおこるとすれば、それは本末を顛倒した条文の誤読あるいは悪用といわなければならない。」青年学級振興法はまさに本末を顛倒しているし、しかも束縛どころか禁止するまで規定しているのである。この点からも青年学級が青年自身の手から離れて、官制化されてしまったことが理解できる。

4 まとめ

法制化の意味するものは、第一に、予算措置を講じたこと、第二に、コントロールの意図があったことである。つまり、予算措置をタテマエとしてコントロールしようとしたわけである。その意図は法制化によってまず成功したが、青年学級は減少の一途をたどったわけであるから失敗したと言ってよい。以上のことにかんがみ、民主化の課題をさぐるならば、考えられることは、第一に、自由権的教育権の立場から青年が積極的に参加していくこと、第二に、社会権的教育権の立場から公費援助の保障を要求していくこと、そして社会教育行政はサポート・パット・ノーコントロールの原則を貫いていくことが、青年との距離を近づけるカギではないかと思う。